

令和 2 年 6 月 3 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03320

研究課題名(和文) 国家と国際機構の管轄権の競合に関する国際法研究

研究課題名(英文) Reseach of International Law concerning the Concurrent Jurisdiction between States and International Organisations

研究代表者

水島 朋則 (MIZUSHIMA, Tomonori)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：60434916

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：これまで行ってきた「外国国家に対する国家の管轄権行使に関する国際法」および「非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法」の研究を基礎としつつ、近年、いくつかの場面で実際に問題となっている国際機構の活動との関連という視点を加えた分析を行うことにより、現代の国際法が、国連(安保理)や国際刑事裁判所等の活動との関連における国家の民事管轄権や刑事管轄権の行使をどのように規制しているのかを明らかにし、そのような国際法の規制の下で、望ましい国家の管轄権行使のあり方を探究し、提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国家の管轄権行使に関する国際法の複層的な構造把握を前提として、国際機構の活動との関連では「どのような場合に国家の管轄権行使は国際法によって禁止されているのか」を明らかにしたことは、これまで「どのような場合に国家の管轄権行使は国際法によって認められるか」の探求に没頭し、袋小路に入ってしまった先行研究からの転換を実現するものとして、大きな学術的意義をもつとともに、その研究成果を、現代国際法の下で国家はどのように管轄権を行使すべきかという政策的提言にも結びつけ、国内・国外に発信した点で社会的意義ももっている。

研究成果の概要(英文)：This research analysed various cases including the Al-Dulimi case (European Court of Human Rights, Grand Chamber, 21 June 2016) and the Al-Bashir case (International Criminal Court, Appeals Chamber, 6 May 2019), which concern the concurrent jurisdiction between States and international organisations, and clarified how international law regulates the exercise of State jurisdiction in relation to activities of international organisations.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法 国際機構 管轄権 管轄権免除 対外国民事裁判権法 安保理決議の実施 ヨーロッパ人権条約 国際刑事裁判所

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 国際連合等の国際機構に関する国際法の研究は国内・国外を問わず少なくないが、国家の管轄権行使との関係を視点とするものは、十分に行われてきたとは言いがたかった。例えば、国際機構への加盟によって国家の主権(および主権から派生する管轄権)が制限されることになるかどうかという古典的な問題については、国際機構への加盟により国家の主権は制限されるが、それは国際機構に加わるといふ国家の意思(主権)に基づく結果であるとして、非常に一般的な答えがなされるにとどまっていた。より具体的な研究対象としては、国家の管轄権からの国際機構の免除に関するものがあるが、国際機構に与えられるべき管轄権免除の範囲は、ほとんどの場合、それぞれの国際機構を設立する条約等に定められているため、関連規定の単なる解説的な記述にとどまりがちな分野であった。

(2) そのような中で、研究開始当初の時期において、国際機構の決定を国家が実施する場合に、国際法上、それが当該国家の管轄権行使とみなされ、それによって生じた損害について当該国家が責任を負わなければならないのかどうか、あるいは、国際機構に管轄権免除を与えることが、国際法(人権条約)で私人に保障されている「裁判を受ける権利」に違反しないのかどうかという問題が、具体的な事例として生じていた。また、これらはいずれも国家の民事管轄権行使に関わるものであるが、他方で、伝統的には国家がほぼ独占してきた刑事管轄権の一部を担う国際機構として国際刑事裁判所(ICC)が設立され、活動を開始してから十数年が経過する中で、ICCの活動と国家の刑事管轄権行使との関係についても、具体的な事例が生ずるようになっていた。

(3) これらの事例が提起する問題については、分化した専門分野(国際組織法・国際人権法・国際民事訴訟法・国際刑事法等)の観点からの個別的な研究はあるが、これらを包括的に取り上げる研究は行われていないという状況であった。

### 2. 研究の目的

(1) 研究代表者がそれまでの研究成果で示してきたように、私人・私企業に対する国家の管轄権行使について研究するには国際機構の活動との関連を考慮する必要があること、国際行政裁判所を通じて国際機構による管轄権行使のあり方が国際機構に対する国家の管轄権行使の問題に影響し得ること、国家の民事管轄権行使と刑事管轄権行使との間には必ずしも本質的な違いはないとも言えることをふまえた場合、国家と国際機構の管轄権の競合という分析枠組を設定することによって、これらの問題を包括的に捉えることができると考えられた。本研究は、そのような点に着想を得て、研究代表者がそれまでの研究で明らかにしてきた国家の管轄権行使に関する国際法の複層的な構造把握(「国家の管轄権行使に原初的制約を課す国際法」と「国家の管轄権行使を統一・調整する国際法」)を応用・発展させることによって新しい知見を得、国際法学界に対して新たな学術的問題提起を行うことを目的とするものであった。

(2) 本研究の全体構想としては、先行研究においては、それぞれ別の分野の問題として捉えられがちであった、国際機構の活動との関連における国家の管轄権行使に関する諸問題について、それらを国家と国際機構の管轄権の競合という分析枠組の下で包括的に捉えようとするものであった。

(3) 具体的には、「国際機構の職員対国際機構」型の紛争における国家の民事管轄権行使と国際行政裁判所を通じた国際機構による管轄権行使との競合、国際機構の決定を国家が実施する場合における国家と国際機構の管轄権(行使)の競合、個人の刑事責任を追及する場合における国家の刑事管轄権行使と国際機構による刑事管轄権行使との競合等の問題を取り上げ、これらの問題の検討を通じて、現代の国際法が、国際機構の内部および対外的活動との関連において、国家の民事および刑事の管轄権行使をどのように規制しているのかを明らかにし、そのような国際法の規制の下で、国家はどのように管轄権を行使すべきであるかを提示することが、本研究の最終的な目的であった。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究の基礎作業として、関連する1次・2次資料を収集し、分析を行った。所属研究機関に所蔵していない関連資料については、適宜、国内外の他機関の図書館等の協力を得て、また、資料によっては、他機関まで出かけて内容を確認の上、収集した。

(2) 本研究は、研究代表者が単独で行うものであり、また、専門分化した国際公法の諸分野(国際組織法・国際人権法・国際刑事法)に加えて、広義の国際私法(国際民事訴訟法)、国内の裁判手続法も関連する分野横断的な研究に取り組みようとするものであった。そのような事情も考慮し、また、関連する裁判例等についての最新情報を各分野の専門家から得る機会を確保するためにも、研究会での口頭発表等の形で研究の中間的な成果を積極的に発表し、他の研究者からのコメントや批判を仰ぐことに努めた。分野の性質上、国際的に研究成果を問うことも有益であるため、外国の研究者や実務家からもコメントや批判を得られるように、国際会議等における研究発表の機会も得ることができるよう積極的に働きかけ、また、研究成果は、できるだけ英文でも公表するように心がけた。

### 4. 研究成果

(1) 研究代表者のそれまでの研究と本研究(国家と国際機構の管轄権の競合に関する国際法研究)をつなぐものとして、「外国国家に対する国家の管轄権行使に関する国際法」および「非

国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法」について、外国国家の財産に対する執行管轄権行使に関する問題と非国家主体が所有する美術品に対する国家の管轄権行使に関する問題をそれぞれ素材として、英語による共著の一部および英語論文として公表した。後者は、外国国家が所有する美術品の場合との比較も考察に含んでいるが、その後、必要な加筆等の上、日本語による共著の一部としても公表している。

(2) 国際機構の内部的活動の一種として本研究に関連し得る世界貿易機関（WTO）の貿易政策検討制度を素材とする日本語論文、また、国際機構と国家が締結するものを含む国際約束の一種である行政取極の日本における法的位置づけについての日本語論文を、それぞれ公表した。

(3) 対外国民事裁判権法の施行後、その適用が初めて争われた那覇地裁沖縄支部 2017 年 2 月 9 日判決について、国際機構や外国国家に対する私人の請求の処理に関する国際法の観点から批判的に考察し、国際人権法学会 2017 年度研究大会において発表した際に他の研究者から受けた有益な示唆やコメントもふまえた上で、日本語論文として公表した。

(4) 国際機構との関係における国家の管轄権について、国際機構の管轄権免除との関係と国際機構の決定・行為との関係に分けた上で、研究会で口頭報告も行ったヨーロッパ人権裁判所（大法廷）2016 年 6 月 21 日判決（アル＝ドリミ事件）等を素材として、主にヨーロッパ人権条約における国家の「管轄権」概念を手がかりに考察を行い、日本語による共著の一部として公表した。

(5) 国家の管轄権免除に関する新しい慣習国際法規則の形成をテーマとする国際会議（モスクワ）において発表する機会を得て、国際機構の管轄権免除の問題とも関連づけながら英語で研究発表を行った。

(6) 国家と国際機構の刑事管轄権が競合する一場面として、刑事管轄権を行使する国際刑事裁判所（ICC）への協力義務と国の元首等の刑事管轄権免除の関係に関する ICC 上訴裁判部 2019 年 5 月 6 日判決（バシル事件）についての批判的考察を含む研究成果を、日本語による共著の一部として公表した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 水島朋則	4. 巻 29
2. 論文標題 日米安保条約に基づく米軍の活動に関する私人の請求の処理について 第3次嘉手納基地訴訟第1審判決を素材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 18-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水島朋則	4. 巻 277
2. 論文標題 日本における行政取極の法的位置づけについて 国際法学徒による公法学への貢献の試み	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政論集	6. 最初と最後の頁 3-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18999/nujlp.277.1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Mizushima Tomonori	4. 巻 33
2. 論文標題 Law-Making Process concerning State Jurisdiction over Artworks Loaned from Abroad: Implications of the Exhibition of "Treasured Masterpieces from Taipei"	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Chinese (Taiwan) Yearbook of International Law and Affairs	6. 最初と最後の頁 11-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/9789004348691_003	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 水島朋則	4. 巻 272
2. 論文標題 WTO加盟国としてのベトナム 2013年の第1回貿易政策検討会合を素材として	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法政論集	6. 最初と最後の頁 83-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18999/nujlp.272.4	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Mizushima Tomonori
2. 発表標題 Foreign State Immunity as Customary International Law: Its Relationship with General Principles of International Law and the 2004 UN State Immunity Convention
3. 学会等名 Jurisdictional Immunities of States and Their Property: Emergence of New International Customary Law Rules -- By Whom? (Moscow) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 水島朋則
2. 発表標題 外国に対する私人の請求の処理に関する国際法の観点から見た嘉手納基地訴訟
3. 学会等名 国際人権法学会第29回（2017年度）研究大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 森 肇志、岩月直樹、水島朋則他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 248
3. 書名 サブテキスト国際法	

1. 著者名 芹田 健太郎、坂元 茂樹、薬師寺 公夫、浅田 正彦、酒井 啓亘、水島朋則他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1060
3. 書名 実証の国際法学の継承	

1. 著者名 岩沢 雄司、森川 幸一、森 肇志、西村 弓、水島朋則他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 810
3. 書名 国際法のダイナミズム	

1. 著者名 Anne Peters, Chiara Giorgetti, Mizushima Tomonori他	4. 発行年 2016年
2. 出版社 Hart Publishing	5. 総ページ数 501
3. 書名 Reconceptualising the Rule of Law in Global Governance, Resources, Investment and Trade	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----